
規 則

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第115号

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（営業許可証の書換え交付）

第9条の2 法第56条第2項又は省令第71条の規定による届出をした者は、知事が別に定めるところにより営業許可証の書換え交付を申請することができる。

第10条中「受ける」を「申請する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、営業許可証を毀損したときは、その毀損した営業許可証を添えなければならない。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、営業許可証の再交付を受けた後、紛失した営業許可証を発見したときは、速やかにこれを当該営業許可証を交付した保健所長に返納しなければならない。

第11条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条の見出し中「相続」を「営業の譲渡、相続」に改め、同条第1項中「省令」を「省令第67条の2第1項、」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

規 則

◎ 高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則